

スマホ(デジタル)に「苦手」意識があるかたへ

スマホ教室を開催します

「スマホを使いたいけど、踏み出せない」

「スマホは持っているけど、使い方がよくわからない」

はじめの一步のためのスマホ教室を開催します。
ご参加ください。

日時・内容

12月13日(金)

①午前10時～11時
全国版救急受信アプリ(Q助)で
病気やけがの緊急度を判定しよう

②午後1時30分～2時30分
ハザードマップポータルサイトで
様々な災害のリスクを確認しよう

場 所 役場2階 庁議室

持ち物 筆記用具(メモ用)
スマートフォン(レンタル可)

対 象 御代田町民

定 員 8名

講 師 ドコモショップ佐久平店※

※総務省 デジタル活用支援推進事業 地域連携型事業実施団体・御代田町総務課・教育委員会と連携しています。

申し込み方法

電話で「御代田町の教室を受講したい」とお伝えください。

スマホをお持ちでない方はレンタルできますので、予約の際にお申し出ください。携帯会社は問わず(ドコモでなくても)参加できます。

担 当 ドコモショップ佐久平店

電話番号 080(8891)0675

受付時間 午前9時～午後6時

※電話が繋がらない場合がありますが、その際は後ほど担当者から折り返します。

固定資産税のお知らせ

令和7年度
償却資産の申告をお忘れなく

償却資産とは、会社や個人事業主の方で工場・商店・農業などを経営されている方が、その事業のために使用している機械・器具・備品などのことです。

町内で償却資産を所有されている方は、1月1日時点の所有状況について毎年申告が必要です。

申告の対象となる償却資産

- ①構築物(駐車場・看板等)
- ②機械・装置(工作機械・印刷機械等)
- ※太陽光発電設備も含む
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両・運搬具(台車・大型特殊自動車等)
- ⑥工具・器具・備品(ロッカー・パソコン等)
- ※太陽光発電設備について
個人で設置している家庭用以外の太陽光発電設備(野立て、アパート・工場の屋根等)も事業の用に供している資産となりますので申告が必要です。

原則として申告対象外のもの

- 土地・建物(一部建物を除く)
- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告で、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得価額が20万円未満で、法人税・所得税の申告で、3年間で一括し均等償却される資産
- 自動車税や※軽自動車税の課税対象となる資産
- ※小型の農耕トラクターに農耕作業用トレーラー(けん引式農作業機)を装着して走行する場合、けん引される農耕作業用トレーラーも軽自動車税(種別割)の課税対象となります。その場合はナンバーの交付申請手続きが必要となります。

申告方法

令和6年度に申告をされた方
12月中旬に申告書を送付しますので忘れずに提出してください。

新規に申告される方
新たに事業を始めた方で申告する書類が必要な方はご連絡ください。

提出期限

令和7年1月31日(金)

家屋を取り壊した方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に家屋を所有している方に課税します。

家屋を取り壊した場合(一部取壊しも含む)は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すための手続きが必要となります。この手続きは、当該家屋が登記されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって方法が異なります。

取り壊した家屋が登記されている場合

法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。

この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。

※登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することで、その土地、家屋の権利を証明するものです。

取り壊した家屋が未登記の場合

未登記の家屋は、法務局に登記の情報がいないため、町へ直接届出が必要となります。

なお、課税対象となっている家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書をご確認ください。

住宅用地に対する課税標準の特例措置について

固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例措置とは、居住用家屋の敷地について200㎡までは課税標準額が評価額の6分の1の額に、200㎡を超える部分(住宅の床面積の10倍まで)については課税標準額が評価額の3分の1の額に減額される特例措置です。

特例適用条件

専用住宅、併用住宅、セカンドハウスと認められた家屋に居住されている方が対象となります。

申請はお忘れなく

特例措置を受けるには申請が必要となります。

住宅を新築された方や、中古住宅を購入された方は、特例適用の申請をしてください。

問い合わせ先

税務課資産税係(32)3126